

令和3年度 市立保育所 認可定員（利用定員）見直しについて

1 市立保育所の定員見直しに係る基本方針

平成22年12月策定の「市立保育所の規模・配置に関する計画」において、①市立保育所の定員は、おおよそ3年ごとに、保育需要の動向を見ながら見直し、②保育需要の減少を考慮する中、全市的な定員見直しを検討する必要があり、市立保育所が率先して定員調整を行うとしている。

2 令和3年度の定員見直しに係る基本的な考え方

- ① 市内において、出生数、就学前児童数は減少。
- ② 地区別では、朝里地区を除き、市内保育需要に対する確保方策（2号、3号の定員）は、「3歳未満児」及び「3歳以上児」とともに大幅な過不足は生じていない。
- ③ 市立保育所の現定員（認可定員＝利用定員）は平成29年4月1日に改定。改定後3年間（H29～H31年度）の保育需要の動向について、「各年度末」及び「過去3年平均」の入所児童数及び入所待ち児童数を歳児別に確認。
- ④ 原則、年度末の「入所児童数及び入所待ち児童数」を満たす定員を設定。
- ⑤ 見直し後の定員は、設備運営基準（最低基準）を満たしている。

3 各保育所の認可定員（利用定員）見直し

		0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児	合計
奥沢	改定前	10	26	13	26	75
	改定後	12	24	14	28	78
	増 減	+2	▲2	+1	+2	+3
銭函	改定前	12	26	14	28	80
	改定後	12	26	14	28	80
	増 減	—	—	—	—	—
手宮	改定前	10	30	15	30	85
	改定後	9	24	14	28	75
	増 減	▲1	▲6	▲1	▲2	▲10
赤岩	改定前	12	31	19	38	100
	改定後	9	26	15	30	80
	増 減	▲3	▲5	▲4	▲8	▲20
最上	改定前	3	12	7	18	40
	改定後	3	12	7	18	40
	増 減	—	—	—	—	—
合計	改定前	47	125	68	140	380
	改定後	45	112	64	132	353
	増 減	▲2	▲13	▲4	▲8	▲27